

議案第18号

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月6日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
略		三朝町町長等の給	略		三朝町町長等の給
三朝町いじめ問題調査委員会委員	日額 5,000円 (職務を行う時間が4時間以内の場合にあっては3,000円)。ただし、町長が特に必要と認める場合にあっては	与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。	三朝町いじめ問題調査委員会委員	日額 5,000円 (職務を行う時間が4時間以内の場合にあっては3,000円)。ただし、町長が特に必要と認める場合にあっては	与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。
三朝町空き家等対策協議会委員	<u>予算の範囲内で町長が別に定める額。</u>		三朝町空き家等対策協議会委員	<u>日額8,900円。</u>	
略			略		
略			略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、令和4年度以後の三朝町いじめ問題調査委員会委員、三朝町いじめ問題検証委員会委員及び三朝町空き家等対策協議会委員の職務に係る報酬について適用する。